

こども家庭科学研究費補助金等取扱細則21に定める収支報告書の提出について  
(令和5年4月3日こ成母第10号母子保健課長決定)

こども家庭科学研究費補助金及びこども家庭行政推進調査事業費補助金(以下「補助金」という。)について、補助金不正を防止するため、こども家庭科学研究費補助金等取扱細則(令和5年4月3日こ成母第7号母子保健課長決定)21に規定する収支報告書の提出について、下記のとおり取り扱うこととする。

記

- 1 研究代表者及び補助金の交付を受ける研究分担者(以下「補助金の交付を受ける研究者」という。)は、こども家庭科学研究費補助金等取扱規程(令和5年こども家庭庁告示第10号)第17条第1項の規定によりこども家庭庁長官から交付すべき補助金の額の確定通知を受けた日から30日以内に、別紙様式により作成した収支報告書を、こども家庭庁成育局母子保健課へ1部提出するものとする。
- 2 研究代表者は、1の提出とは別に、国立保健医療科学院の指示により、その定める期限までに、収支報告書をインターネットを用いて「厚生労働科学研究成果データベース」により登録するものとする。なお、ここで登録する収支報告書は、補助金の交付を受ける研究者が1で作成した収支報告書の内容を一括したものとする。また、登録された当該収支報告書については、「厚生労働科学研究成果データベース」にて公開されるものとする。
- 3 補助金の交付を受ける研究者が1の事務を行うに当たっては、「こども家庭科学研究費補助金等における事務委任について」(令和5年4月3日こ成母第8号母子保健課長決定)の規定により、当該事務を所属機関の長に委任するものとする。